

公の施設の点検結果票

点検実施 令和5年10月

1 施設の概要

① 施設名称	御津スポーツパーク		
② 施設種別	レクリエーション・スポーツ施設 [小分類] 体育館		
③ 担当課名	スポーツ振興課		
④ 開設年月日	平成9年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区御津高津1566番地		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	50,496m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄骨鉄筋コンクリート造/4,423.28m ²	
	建設費(単位:千円)	1,287,500千円	
	施設内容	施設: 体育館プール棟 (アリーナ、トレーニングルーム、温水プール25m×6コース、幼児用プール、会議室、ミーティング室)、あおぞら広場、テニスコート (オムニコート4面)、ストリートバスケットコート、中央広場、遊具広場、駐車場、広場 (臨時駐車場)	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] スポーツ基本法 第12条
② 設置条例	[条例名] 岡山市社会体育施設条例
③ 条例に規定された設置目的	市民スポーツの振興と体力づくりの推進
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	平成9年4月に旧御津町のスポーツ振興と心身の健全な発達を図る目的で設置された大規模な総合スポーツ施設である。民間のスポーツクラブが存在しない同地区において、地域スポーツ、岡山市北部の拠点施設として大きな役割を果たしている。
⑤ 設置目的等の達成状況	市内及び地元市民の利用が多く、岡山市北部の拠点施設としての設置目的を達成しているものとする。

3 施設の管理運営形態と利用状況

① 現在の管理運営形態	指定管理者(公募)			
② 開館日	1月4日から12月28日まで(毎週火曜日休館日)			
③ 開館時間	平日: 9時から21時 日曜日、祝日、振替休日: 9時から18時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和2年度	39,696人		
	令和3年度	34,839人		
	令和4年度	49,739人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	アリーナ屋根修繕(令和6年度予定)			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	111	111	131	118	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		111	111	131	118	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	35,000	35,000	38,501	36,167
		補助金等	6,700	5,350	1,120	4,390
	小計		41,700	40,350	39,621	40,557
	直接経費	維持管理費	1,078	20,986	134,230	52,098
		光熱水費	0	0	0	0
	小計		1,078	20,986	134,230	52,098
支出合計		42,778	61,336	173,851	92,655	
収支差額		-42,667	-61,225	-173,720	-92,537	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	9,600	8,276	6,143	8,006
	指定管理料	35,000	35,000	38,501	36,167
	補助金等	6,700	5,350	1,120	4,390
	自主事業収入からの繰入金	28,800	12,780	3,474	15,018
	その他(雑入等)	2,700	942	356	1,333
収入合計		82,800	62,348	49,594	64,914
支出	管理運営費	81,100	60,168	49,248	63,505
	事業費	0	0	0	0
	その他	600	0	746	449
支出合計		81,700	60,168	49,994	63,954
収支差額		1,100	2,180	-400	960

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	済み
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	天井雨漏り等施設劣化及び損傷

6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由		御津地域のスポーツの拠点としての機能を担っている施設であり、地域スポーツ拠点として、地域住民に有効に活用されている。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由		指定管理者 ⑩ 民間事業者等によるサービス充実やノウハウの活用が期待できる。
③ 指定管理者とする場合の選定方法		公募
非公募の場合	非公募とする理由	
	根拠規定	
	指定管理者の候補者名	
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和7年4月1日～令和12年3月31日 (指定管理期間：5年)